

# 昭和20年代における漢文教育思潮史の研究

— 漢字制限に関する議論を中心に —

富 安 慎 吾

(2006年10月5日受理)

A study on the history of the trend of thought known as the *KANBUN* education in the Showa 20's  
— On the argument on restrictions on the use of *Kanji* —

Shingo Tomiyasu

The aim of this paper is to discuss the relationship between the restrictions on the use of *Kanji* (Chinese characters) and the trend of thought of the *KANBUN* education in the Showa 20's. In Showa 27, some criticized this education system because of its restrictions on the use of *Kanji*. There were two following argument against it. (1) One side insisted on the abolition of the restrictions on the use of *Kanji*. (2) The other accepted the restrictions on the use of *Kanji*, but insisted on the particularity of the *KANBUN* education.

Key words: *KANBUN* education, restrictions on the use of *Kanji*, *Tōyō Kanji*

キーワード：漢文教育，漢字制限，当用漢字

## 1. 研究の目的

昭和27年2月23日，衆議院本会議において決議された「東洋精神文化振興に関する決議」は，漢文必修化の是非に関する議論をひきおこした。この議論においては，大きく分けて漢文教材の「思想面」と「形式面」が問題となった。

「思想面」の問題とは，漢文教材が道徳／修身的な思想を含んでいる点を指す。これに対し，「形式面」の問題は，漢文教材が，当用漢字以外の漢字（非当用漢字）を多く含んでいる点を指している。

本稿では，以上の問題のうち，後者の問題を検討する。漢文の必修化に関する議論の中で，当用漢字表による漢字制限の問題はどのように論じられたのか。

その際，議論の構図は以下のように仮説される。

本論文は，課程博士候補論文を構成する論文の一部として，以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：吉田裕久（主任指導教員），木村博一，  
竹村信治

	漢字制限反対	漢字制限賛成
漢文必修化反対		[意見①]
漢文必修化賛成	[意見②]	[意見③]

[意見①]は，漢字制限の趣旨（日本語の簡易化）を根拠として漢文必修化に反対するものである。これに対する反論が，[意見②][意見③]である。

[意見②]は，漢字制限の趣旨自体を批判し，漢文の必修化に賛成するものである。したがって，その意見は，日本語における漢字漢語の重要性を指摘するものになると考えられる。

[意見③]は，漢字制限の趣旨を受け入れながら，漢文の必修化に賛成するものである。したがって，その意見は，漢文教育を漢字制限の適用範囲外に位置づけるもの，あるいは，漢字制限の趣旨に極力応じるかたちでの漢文教育のあり方を提言するものになると考えられる。

[意見②][意見③]を検討することによって，漢字制限の問題が，漢文教育思潮に与えた影響を明らかにすることができる。

## 2. 漢字制限を根拠とした漢文必修化批判

ここでは、漢字制限を根拠とした漢文必修化批判（〔意見①〕）がどのように行われたのかを検討する。

### 2の1. 昭和27年以前における批判

漢字制限を根拠とした漢文教育批判は、漢文必修化に関する議論がはじまる昭和27年以前においても行われている。

戦前から「国粹主義的イデオロギーからする外来語排斥と、漢字制限の運動が絡み合つて、新国語形成運動の一環としての国語科から旧外来語文たる文をなるべく敬遠したいといふ政策」が行われたことを指摘した松井武男〔1948〕は、終戦後の展開について次のような認識を示している。

終戦を迎えると、国字変革主義者の運動が一時活気を呈して、これが上述の情勢の惰性と絡み合つて、一方には中国の政治的混乱なども気分的に拗み合つて益々四面楚歌の状態となつた<sup>1)</sup>。

また、尾関富太郎〔1952〕<sup>2)</sup>も、「漢文が終戦後潰滅に瀕するような打撃に逢着した」原因のひとつとして、「当用漢字を規定して国語を簡易化しようとする時代の流れと逆行したこと」を指摘している。

これらの発言が示すように、漢字制限の問題は、戦前から継続して、漢文教育につきつけられてきた課題であった。

### 2の2. 昭和27年以降における批判

漢文が必修化されれば、国民の多くは非当用漢字を含む教材で学習することになる。このことは、漢字制限の観点からみれば、看過できない事態であった。

ここでは、漢文必修化に対する世論の形成において広い影響力を持った(1)新聞報道、(2)参議院文部委員会(昭和27年3月7日)における漢文必修化批判を検討する。

#### 2の2の1. 新聞報道

新聞報道では、当時の国語審議会の会長であった土岐善麿のコメントが頻繁に掲載された。昭和27年2月20日の朝日新聞は、土岐の次のようなコメントを掲載している。

現在義務教育である小、中学校九年間を通じて教育漢字として八百八十一字を教えることになっているが、生徒の能力はやっとなんて六十字位しか覚えきれないのが実状だ。文相はもちろんこのことを承知の上で発言しておられるのだろうが、教材をどれにするかなどという前に、こんな有様でいったい漢文の授

業が出来るものか出来ないものか、うかがいたいと思う。

この他にも、「漢字の困難をいくらかでもすくなくしなければならぬ実情から、いちおう当用漢字の基準がつくられたわけで、高校の生徒の中に学業の余力があり、かつ志のあるものが、漢文を選択科目とする現在の制度は、現状に即した『やむをえない適当さ』であり、それを必修となし得る可能性は望ましいけれども無理ではあるまいか」(毎日新聞、2月22日)、「(引用者注-国語審議会では)一応静観と決ったが、必修に賛成できないという建前は決っている」(朝日新聞、3月11日)など、必修化に批判的な見解が報道された。

国字改革を推進する立場にある土岐、あるいは国語審議会が、非当用漢字を使用する漢文の必修化に賛成できないのは当然であろう。土岐の批判は、内閣訓令第7号「当用漢字表の実施に関する件」(昭和21年11月16日)によって示された次の趣旨ののっついている。

わが国において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用い方も複雑であるために、教育上、また社会生活上、多くの不便があった。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少くない。

新聞における報道は、多くの読者に、漢文必修化問題と漢字制限の問題とを関連した問題として捉えさせたと考えられる。

#### 2の2の2. 参議院文部委員会

昭和27年3月7日に開かれた参議院文部委員会では、漢文必修化問題について、11人の参考人が招集された(うち1人は意見書のみ提出)。11人中4人(竹田復、長澤規矩也、西尾実、福島正義)が漢文の必修化に賛成し、7人(阿部真之助、安藤信太郎、石田壮吉、北濱清一、澤登哲一、渡邊茂、中島建蔵)が反対した。

このとき、反対者7人のうち6人が、漢字制限を反対の根拠とした。その意見の内容をみると、大きくふたつに分類することができる。

(1) 非当用漢字を使用した教材を用いることは、学習者の負担になる。

(2) 非当用漢字を使用した教材を用いることは、漢字制限の制度を乱し、「国語の正しい発達(日本語の簡易化)」を阻害する。

もちろん、これらの意見は相互に関係しており、ひとりの論者の中に複数みられることも少なくない。(1)は実際の学習上から、(2)は理念上からの批判である。

#### A. 実際の学習上からの漢文必修化批判

学習者の負担という観点からの批判は、先にみた土岐善麿のコメントにも、「生徒の能力はやっとなんて六十字位しか覚えきれないのが実状だ」というかたちでみ

ることができた。同様の趣旨から、日本教職員組合文化部長の北濱清一は、次のように発言している。

私どもが義務教育の生徒に対して、子供たちに対していわゆる教育漢字、或いは当用漢字というようなものを学修させておる立場から考えて、これは仮に漢文教育というようなものが行われるというようなことになると、それが必修として普通教育において行われるということになりますと、生徒の重大なる負担になるというふうに考えられるのでございます。成るほど、ずつと昔においては、読み書きというようなことが言われたかも知りませんが、今日の教課科目というものはその範囲を拡め、非常に複雑になっておる、このときにおいてなお子供に負担をかけるということは、教育上から考えて非常に困った問題であるというふうに考えておるのでございます。<sup>3)</sup>

また、都立小石川高等学校の校長であった澤登哲一も、「字引」の引きにくさなどから「漢文の授業を強制することは生徒の極めて過重な負担となる<sup>4)</sup>」と指摘している。

## B. 理念上からの漢文必修化批判

漢字制限の理念は、「当用漢字表の実施に関する件」にも述べられていたように、「国民の生活能率をあげ、文化水準を高める」ことである。難解な漢字の使用を制限し、国民全員が表現／理解できる日本語を作り上げることが、漢字制限の目的であった。

この理念に基づき、「八千万人に対してなされる」「国民教育」という観点から、毎日新聞社の関係者であった阿部眞之助は、次のように意見を述べている。

教育というのは、私は学校の八年とか五年とかいうものでなしに、一生涯のことだろうと思う。つまり八千万人に対してなされることが教育だろうと思う。学校以外の教育、それは何によつてなされるかという、新聞教育によつてなされるほかしようがない。だから教育とかそういうものを余り狭い目で御覧になられずに、広い八千万人を相手にする、そういう教育を対象として考えるという、むずかしい漢字がどんどん出て来るということは、甚だどうも国民教育を害すること甚だしいだろうと思うのです。(中略)

もう学校教育においても少なくとも読み書きを教えるだけでも欧米に比べれば二年や三年、少なくとも五年や六年遅れるかも知れない。そんな遅れを八千万人が毎年々々積重ねて行つたら、私は世界の文化に追いつくことはできないだろうと思う。

そういう意味から申しまして私はどうしても文字を余分に使うというような方向には持つて行きた

くない。そういう意味から申しますと、この高等学校、少くとも普通教育において文字を余分に使うような傾向のある、そういうふうな教科目は成るべくならば私は置いてもらいたくないというのが私の考え方なであります<sup>5)</sup>。

阿部は、漢文教育の必修化によって、国語改革が阻害されると考えている。

この国語改革を、さらに敷衍して、「日本語本来の、大和言葉」の復活を求める意見もみられる。

私の考えておるところは、この漢字が入つたために日本語本来の、大和言葉の発達が停止してしまつた。(中略) 国語の正しい発達が阻害されるその一番大きい原因は漢字だ、ですから漢字を制限することによつて正しい日本語が作られて行くということになろうと私は思つておるのです。そうしなければ、日本の文化は正常な発展はできない<sup>6)</sup>。

いずれにおいても、漢字漢語を、国語改革にとっての障害と捉え、漢文教育の必修化を、漢字漢語の復権と同一視して、批判していると言える。

## 2の3. まとめ

漢字制限を根拠とした漢文必修化批判は、大きく分けて、A「実際の学習上からの漢文必修化批判（学習者の負担が増加する）」と、B「理念上からの漢文必修化批判（日本語の簡易化が阻まれる）」とをみることができた。

これらの根底には、漢字の言語抵抗に対する問題意識がある。漢字制限を根拠とした漢文必修化批判は、漢文教育に対し、言語抵抗の問題をどう考えるのか、という問いをつきつけるものでもあったのである。

## 3. 漢字制限を批判し、漢文必修化に賛成する意見

ここでは、[意見①]に対する反論として、漢字制限の趣旨自体を批判し、漢文の必修化に賛成するもの([意見②])を検討していく。

[意見②]は、日本語における漢字漢語の重要性を指摘し、漢字制限の趣旨そのものを否定するものである。したがって、この反論は、[意見①]における、B「理念上からの漢文必修化批判（日本語の簡易化が阻まれる）」に対する応答としての性格が強い。

### 3の1. 漢字漢語教育の場としての漢文教育

漢字制限に反対して、漢字漢語の重要性を指摘する藤原楚水 [1952] は、次のように日本語が「漢字から離れがたいという宿命をもつてゐる」ことを指摘する。

周知の如く我々の日常用ふるところの言語はその大部分が漢字によつてできてゐる。この国語そのものが存在する限り漢字から離れたいという宿命をもつてゐる。これは例を挙げるまでもなく誰でも、自分自身に日常用ゐてゐる言語そのものを分析して見れば分かることで、漢字の裏づけがなければ意味の解しがたいものや、誤解を生じたり、混同を来したりする言葉が非常に多いことに気づくであらう。即ち目下の制限された漢字では、国民一般の日常の用件すら弁じがたい不便を免れない<sup>7)</sup>。

このように漢字漢語の重要性を指摘した藤原は、漢文教育を漢字漢語学習の場として、次のように述べる。

唯だこの場合問題となるのは、漢文科を如何なる形に於て復活せしむべきかといふことである。漢字を知らしめ、読書力を養成するだけを目的とし、古典としての漢文を味はせるといふことが全然ないものとすれば、必ずしも漢文そのものを読ましめる必要はなく、何か適当な漢字まじりの文章を国語の読本の中に多く取入るればそれでもよく、漢字の制限を大幅に緩和し、また取除けばそれでも一応その目的は達せられるのであるが、それでは文章の趣旨を味ふことが主となつて文字の方は往々にして閑却せられるといふ處がないとしない。よつてできることなれば漢文そのまゝの形で読ませる方が漢字のもつ意味なり調子なりをよく理解し記憶させるに便利であるといふこともいへよう<sup>8)</sup>。

この藤原の主張と同じく、南一郎 [1952] もまた漢字漢語の重要性を述べ、その学習の場としての漢文教育を主張する。

わが国語の現実が、漢字、仮名混用の表記法によつており、しかも、漢字、漢語がその重要な部分を占めるといふ、この現前の事実そのものは、やはり正しく認識されなければならぬ。それと、もに、かゝる漢字、漢語の正当な価値判断に立脚して、高等学校における漢文教育の実用的価値が批判されるべきものと思うのである。

論者あるいはいわん。『漢字、漢語の重要性は、十分にこれを認めるが、それは、強いて漢文課程によらなくても、いわゆる国語の中で、容易に習得が出来るではないか。かつ、現に漢文は教科として独立せず、すでに国語科の中に包括せられているではないか。』と。これは一応道理があるように思われるであろうが、しかしながら、漢字、漢語などの漢文的要素は、高等学校においては、やはり原形漢文によつて学ぶのが、もつとも合理的であり、かつ、その本具の意味をも、明瞭に理解し得るものと、われわれは思考する<sup>9)</sup>。

南は、このように述べ、漢語の構造を「反点訓読」を施して理解する（例：注意→意ヲ注グ、禁煙→煙ヲ禁ズ）ためには、漢文教育の場が最適であると主張する。

この反点訓読を施すということは、原形漢文によつて学習せしめてのみ、はじめて容易となり、可能となるのであつて、本来、漢文とは、その語法・句法・文脈の思索・表現の方法の相違する国語、国文の中で、これらの反読漢語を逐一正しく了解せしめようとするのが、果して効果的な方法であり、能率的な手段といふ得るであろうか。かゝる反読漢語は、やはり原形漢文を通して取りあつかひ、その基礎知識の上に立つて学習せしめるのが切実妥当であり、また、もつとも効果的、能率的な捷徑であることを、われわれはこゝに特に強調したい。

今、高等学校において、原形漢文を課する理由を考えるに、文学的な部面あるいは思想的な部面で、一篇の文章としての漢文修得の必要性を認めたいのであることは、もとよりいうまでもないが、なお、その外に、かくのごとき原形漢文中に含まれた漢字、漢語、および、その他広く漢文的色彩を帯びた漢字、漢語の、正確にして徹底的な理解を期するという、実用的な部面でのかゝる重要目的の先ず第一に存することを見過してはならぬ<sup>10)</sup>。

南もまた、「実用的な部面でのかゝる重要目的の先ず第一に存する」ことを主張するのである<sup>11)</sup>。

このように、漢字漢語の教育を「漢文教育の実用的価値」とさだめ、「重要目的」とみなす [意見②] の考え方は、昭和20年代中期において強力に主張され、「国語科の中の漢文」という位置づけを確立した「語文教育」的漢文教育観と同一のものである。「語文教育」的漢文教育観は、漢文学習を「国語の知識・理解・技能を高める」ための学習と位置づけ（『中学校高等学校学習指導要領国語科編（試案）』昭和26年<sup>12)</sup>）、漢字漢語など「漢文的要素」の学習を主要な目的とするものであった。

[意見②] の主張は、漢字漢語の重要性を強く述べることによって、「語文教育」的漢文教育観を強化するものであったと言える。

### 3の2. まとめ

漢字漢語の重要性を強調し、漢文教育を漢字漢語学習の場として捉える [意見②] は、『中学校高等学校学習指導要領国語科編（試案）』などにみられた「語文教育」的漢文教育観を強化するものであった。

この意見においては、漢字の言語抵抗の高さはさして問題とされず、漢字学習の上において、「能率の増進といふことに一工夫ありたいものである<sup>13)</sup>」という

提言がみられるに留まった。

#### 4. 漢字制限を許容し、漢文必修化に賛成する意見

ここでは、[意見①]に対する反論として、漢字制限の趣旨を受け入れながら、漢文の必修化に賛成するもの([意見③])を検討していく。

本来、漢字制限を認めながら、漢文の必修化に賛成する意見は、漢文教材が非当用漢字を含む教材である以上、成立しにくい。[意見③]が成立しうるのは、次のふたつの立論においてである。

- (1) 漢文学習を漢字制限の適用範囲外の学習と位置づける。
- (2) 漢字制限に極力応じる形で、言語抵抗の軽減をはかる。

以下では、(1)(2)をそれぞれ別個に考察する。

##### 4の1. 漢文学習を漢字制限の適用範囲外に位置づける意見

ここでは、(1)漢文学習を漢字制限の適用範囲外の学習と位置づける意見を検討する。このような位置づけの根拠は、A「漢文学習が発展段階である「高等普通教育」において行われる学習であること」、B「漢文学習が「古典学習」であること」の2点に求められている。

##### 4の1の1. 「高等普通教育」における学習であるという点から

漢字制限の適用範囲に、「義務教育」と「高等普通教育」の区別を設けるべきではないかという主張は、鈴木修次によって次のように行われている。

元来、国語政策というのは、庶民教育の立場における施策であって、けっして国民の教養を制限するという方向のものであるべきはずはないと考えます。従って、義務教育の範囲内では国語政策は賛成ですが、これを高等普通教育にまでおしつけるといのはどうでしょうか。高等普通教育には、もっと幅の広い学習がほしいんじゃないですか。

又国語運動というのは、国民全体の運動であるべきで、けっして頭からとりきめられ、強要されるという性格のものではないと思う。その意味からいっても、少くとも将来、日本の知性のある部分をになうていどの人々たちには、現在の国語政策を批判もし、新しい国語の方向を自主的にきめて行くような力がほしいと考えます。漢文が国語政策に抵触するという議論は、どうも義務教育と、高等普通教育とをごっちゃにして考えているようです<sup>14)</sup>。

鈴木は、「義務教育」を「庶民教育」の段階として捉え、「高等普通教育」を発展段階として位置づけている。「高等普通教育」において行われる漢文学習は、発展段階の学習であり、漢字制限の適用範囲に含まれるべきではない、という主張である<sup>15)</sup>。

##### 4の1の2. 「古典学習」であるという点から

漢文は「古典学習」であり、「古典学習」には漢字制限は適応されるべきではないのではないか、という意見は、鈴木修次によって次のように述べられている。

一口に国語教育といっても、それには二つの方向があるんですね。一つは生きた国語、すなわち現代われわれが使っていることば、又これから使うことばをどうするかという方向、もう一つは、国語として過去から今に至るまでの間に残されたものを読み、理解するという方向、つまり古典学習の方向ですね。そして、高等学校で学習する漢文は、日本人の古典としてそれを扱うわけで、その古典学習をつかまえて国語政策に逆行するというのは、やはりさっきの当用漢字の問題と同様、理論に混乱があると思います。国語政策ということを含め全面的にかつぎ出すなら、たとえば「枕草子」とか「源氏物語」とかいったものでも、歴史的かなづかいで学習し、古語を学ばせるのだから、国語政策に逆行しますよ。もし国語政策という名目でそんな議論が通るなら、それは古典学習の全面的否定ということになる<sup>16)</sup>。

この意見は、漢字制限への批判として多くみられた「漢字が読めなくなることで、伝統文化の断絶が起こる」という指摘を背景としながら、「生きた国語」の学習と「古典学習」との区別を求めるものである。阿部吉雄 [1951]も「高等普通教育の面では、少くとも明治文学が読める程度でなければ文化遺産の理解と鑑賞を目標の一つとする高等教育とはずいぶんかけはなれたものとなる<sup>17)</sup>」と述べ、「文化遺産の理解と鑑賞」を目標とした学習を、漢字制限の適用範囲から外すことを主張している。

##### 4の2. 言語抵抗の軽減をはかる意見

ここでは、(2)漢字制限に極力応じる形で、言語抵抗の軽減をはかる意見を検討する。

この意見は、[意見①]におけるA「実際の学習上からの漢文必修化批判(学習者の負担が増加する)」に対する応答としての性格が強い。この意見は、批判側の主張するほどには漢文教材の言語抵抗は高くないということを示した上で、具体的な改善の方向を提言するものである。

#### 4の2の1. 漢文学習はあくまで「読む」学習であること

漢文教材に用いられる非当用漢字の言語抵抗の高さを指弾する意見には、先にみた土岐善磨の「生徒の能力はやっと六百字位しか覚えきれないのが実状」という指摘や、北濱清一の「ずっと昔においては、読み書きというようなことが言われたかもわかりませんが」という指摘にも明らかなように、「漢字を読むこと」と「漢字を書くこと」を区別しないものが多かった。

このような批判側の意見に対して、「漢字を読むこと」と「漢字を書くこと」の区別を行う必要があることを、尾関富太郎は次のように提案した。

書く文字と読む文字とは別で、中学生なども単元学習などで書物を調べる場合などに、むずかしい文字をどんどん読んでますし、漢文にしてもルビをつけたりなどして与えれば、むずかしさが或るていど緩和できる。むずかしい漢字があると、すぐにそれを覚えなければならぬとか、書けなければならぬとか神経質に考えるとところに大きな誤りがありますね<sup>18)</sup>。

このような区別を前提としながら、吉川幸次郎 [1952/1969] は、漢文を「ただ読むことを教える」科目として位置づける。

漢文教育を行なっては、漢字制限の政策がくずれするという反論がある。これはお門違いである。漢文の課程はただ読むことを教えるのであって、それによって文章を作れというのではない。漢文の教育は漢文の教育、制限漢字は制限漢字である。両者は相犯さない<sup>19)</sup>。

また、西尾実 [1952] にも同様の意見がみえる。

漢文教育は、漢文古典が読め、漢語や漢字が正しく読めるという面に力が注がれるべきで、漢文が書け、漢語や漢字が書けるという面は、これまでほどの必要はなくなってくる。(中略) 職業教育がくわり、また、大学教育の前提としての高等学校で、当用漢字表にない漢語・漢字のあらわれる漢文が課されても、それは読めることを目標とし、読んでわかることを限界とした漢文教育であることはいうまでもない<sup>20)</sup>。

吉川および西尾は、漢文学習が「読んでわかること」までを目的とした学習であることを主張し、「漢字を書くこと」のような、難度の高い学習を行うものではないことを明確にした<sup>21)</sup>。

#### 4の2の2. 漢文教科書において、非当用漢字はそれほど使用されていないこと

漢文教材における言語抵抗の度合いを客観的に示すために、大修館の編修者らは、『高等漢文』(大修館書

店)において実際に使用されている非当用漢字の数と出現分布を調査した。尾関 [1953] は、調査の目的を次のように示している。

中学校を卒業して、新しく高等学校に進学して来る生徒に対し、当用漢字以外の漢字が頻出して来る漢文を、必修として課することの可否については、しばしば新聞雑誌等に論じられ、漢文必修をはむ最も強力な反駁論として、今なお繰り返すむしかえされている問題である。然しその多くは客観的な調査や資料に基づいて論ぜられることが稀であって、一般には論者の主観や勘に依存して、論旨が進められている場合が多い<sup>22)</sup>。

調査の結果、全三巻で1,481字が用いられていることがわかり、「予想外に僅少」と述べられた。さらに、「その過半数が特殊な地名や人名を表す固有名詞として、たった一回だけ使用されている」と報告された<sup>23)</sup>。

この結果を受け、鎌田正 [1953] は、漢文教材の言語抵抗がそれほど高くないことを、次のように主張した。

各学年五百字の新出字についてその音訓及び書取りを強制するというなら過重負担になるともいえるであろうが、漢文の学習では所謂読み言葉であって書き言葉ではなく、且つ地名、人名等の固有名詞を始めとして、一度位しか使用されない漢字は約五百字位ある。自分の不学を言うことになるが、この千五百字の中で、私などの直ちに読めない漢字も相当にある。そんな漢字があったところで実際には漢文の学習にはあまり支障を来さないということは断言できると思う<sup>24)</sup>。

鎌田は、先にみた「漢字を読むこと」と「漢字を書くこと」の違いにも触れつつ、非当用漢字の存在が学習の負担になることはそれほどない、という結論を下している。

#### 4の2の3. 漢文教科書における具体的な改善

以上のように、漢文学習があくまで「読んでわかること」までを目的とするものであること、および、漢文教科書において非当用漢字がそれほど使用されていないこと、の2点が示されたことで、漢文学習における言語抵抗は、それほど高いものではないことが主張された。

この主張を受け、さらに言語抵抗を軽減するための方策として、鎌田正 [1953] は次のような提言を行っている。

そういう漢字(引用者注-非当用漢字のこと)に成るべく読み仮名をつけ、その意味を頭注で説明して置けば、何等学習負担にならないと思う。この線を更に広めて、制限漢字には成るべく読み仮名をつける(少くとも最初に出る場合は)ということにす

れば、制限漢字による学習負担は著しく軽減されることになる。従って高等学校における漢文教育の漢字の学習は生徒への過重負担であるという議論は必ずしも実態を把握したものでないといえる<sup>25)</sup>。

鎌田は、教科書において、読みがな、頭注などを工夫することによって、言語抵抗を軽減することを提言している。

このような提案を具体化した試みとして、三省堂『高等漢文』(昭和29年)を例に示す。

[資料]<sup>26)</sup>

奚惆悵 而獨悲。	既自以心為形役、	胡不歸。	歸去來兮、田園將蕪、	『新漢文二』(昭和二十四年)
奚惆悵 而獨悲。	既自以心為形役、	胡不歸。	歸去來兮、田園將蕪、	『高等漢文三』(昭和二十九年)

#### A. よみがなの充実

昭和24年に発行された『新漢文』においては、「蕪」「胡」「奚」などの漢字によみがなが振られていない。これに対し、『高等漢文』ではよみがなが振られていることがわかる。

昭和27年以降に発行されたほとんどの漢文教科書では、『高等漢文』のように、よみがなを多用する形式を採用している。よみがなを振る漢字は、多くの教科書で「当用漢字以外の初出文字と、当用漢字でも読みの異なる文字」に設定されている<sup>27)</sup>。言語抵抗を軽減する方策として、最も広く行われた方策と言えるだろう。

#### B. よみがな(ひらがな)と送りがな(カタカナ)の使い分け

Aにともなって工夫されているのが、「よみがな」と「送りがな」をそれぞれひらがなとカタカナで区別して表記する形式である。この形式もまたほとんどの教科書で採用された。

#### C. 新字体の採用

新字体の採用は、三省堂『高等漢文』を含めた何点かの教科書において試みられた。『高等漢文』は、新字体を採用した理由について、次のように述べている。

一 漢字字体は新字体(当用漢字字体表)を採用

これによって新しい漢文学習の目標に即し、また生徒は大いに学習上の負担を軽減することができる。つまり、小・中学校で学んだ漢字は、そのままの形で生徒に与えられる。——このことは、全漢文

教科書中、本書のみが断行しえた勇断<sup>28)</sup>。(なお、附録に新旧字体対照表を掲げ入学試験への万全を期した。)<sup>29)</sup>

漢文教材に新字体を採用するという、当時において画期的かつ冒険的な試みは、広く採用されることはなかったものの、言語抵抗を軽減するための方策として、積極的な試みであったと評価できる。

#### 4の3. まとめ

漢字制限を受け入れながら、なおかつ漢文教育の必修化に賛成する[意見③]は、(1)「漢文学習を漢字制限の適用範囲外の学習と位置づける」、(2)「漢字制限に極力応じる形で、言語抵抗の軽減をはかる」という二通りの形で漢文の必修化を後押しした。

(1)の面では、「高等普通教育」は漢字制限の適用範囲に含まれるべきでないこと、「古典学習」は漢字制限の適用範囲に含まれるべきでないことが述べられ、したがって、両者に合致する漢文学習は、漢字制限の適用範囲に含まれるべきでないことが主張された。

(2)の面では、漢文が「読んでわかる」ことまでしか目標としないこと、漢文教科書における非当用漢字の使用数がそれほど多くはないことがそれぞれ明らかにされ、言語抵抗がさほど高くないことが指摘された。また、漢文教科書の意欲的な改革がもめられ、読みがなの充実、送りがなと読みがなの区別、新字体の採用など、漢文教科書における言語抵抗軽減の取り組みが活発化した。

## 5. 結 語

以上、漢文の必修化に関する議論の中で、漢字制限の問題がどのように論じられたのかを検討してきた。以下、明らかになった点を表として示すと、次のようになる。表中の(前提)は、「前提とされている意見」を、(提言)は、「(前提)をもとにした結論的意見」を示している。

意見①：漢字制限賛成／漢文必修化反対
(前提) 非当用漢字の使用は負担となっている。
(提言①) 非当用漢字の使用は、学習者の学習上の負担となるので、漢文教育は必修化されるべきでない。
(提言②) 非当用漢字の使用は、「国語の正しい発達(日本語の簡易化)」を阻害するので、それを使用する漢文教育は必修化されるべきでない。
意見②：漢字制限反対／漢文必修化賛成
(前提) 漢字漢語は日本語／日本文化にとって重要である。

(提言) 漢文教育は、漢字漢語を学ぶ場として最適である。
意見③：漢字制限賛成／漢文必修化賛成
(前提①) 「高等普通教育」における学習は、漢字制限の適用範囲に含まれるべきでない。
(前提②) 「古典学習」は、漢字制限の適用範囲に含まれるべきでない。
(提言①) 漢文学習は、「高等普通教育」で行われる「発展段階」の学習である。また、その学習は過去の文化遺産を学ぶ「古典学習」である。したがって、漢文学習は漢字制限の適用範囲に含まれるべきでない。
(前提③) 非当用漢字の使用において、「漢字を読むこと」は「漢字を書くこと」に比較して難度が低い。また、漢文教育は「読んでわかる」ことまでを目標とする。
(前提④) 漢文教科書には、それほど多くの非当用漢字はみられない。したがって、言語抵抗はそれほど高いとは言えない。
(提言②) 教科書を工夫することにより、言語抵抗をさらに軽減することができる。

漢字制限を根拠とした漢文教育批判 ([意見①]) は、漢字における言語抵抗の高さを批判するものであった。このような視点からの批判が行われたことは、漢文教育思潮の上で、言語抵抗という概念の意識化を強くうながすことになった。

言語抵抗に対する考え方の相違は、同じ漢文必修化に賛成する立場においても、その意見に大きな違いをもたらすものになる。

たとえば、上記の表のうち、[意見②] の提言と [意見③] の提言②とは、双方とも漢文の必修化に賛成する立場でありながら、大きく異なるものとなった。前者が、漢字漢語の重要性を述べ、漢文教育を漢字漢語について学ぶ場と捉えたのに対し、後者は、漢字漢語、特に非当用漢字を言語抵抗と捉え、その軽減を目指した。このことは、前者においては形式面の学習の重視が、後者においては内容面の学習の重視が行われたことを示している。

以後、言語抵抗の問題は、どのようなテキスト形態(書き下し文や現代語訳など) を選択するべきなのかという問題とも関連しながら大きな問題となっていく。本稿が考察の対象とした漢字制限に関する議論は、戦後漢文教育思潮における言語抵抗の問題化の上で、重要な役割を果たしたのである。

## 【注】

- 1) 松井武男 [1948] 「漢文教育界最近の動向」(『斯文』1, 斯文会, 1948.12) p.14
- 2) 尾関富太郎 [1952] 「終戦後の漢文教育とその将来」(『国語』1-4, 東京文科大学国語国文学研究室, 1952.10) p.60
- 3) 「文部委員会会議録第十四号 昭和27年3月7日」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>) p.7
- 4) 3) に同じ。p.8
- 5) 3) に同じ。pp.3-4.
- 6) 3) に同じ。p.9
- 7) 藤原楚水 [1952] 「漢文科必修の問題」(『弘道』, 日本弘道會, 1952.4) p.8
- 8) 藤原 [1952] p.8
- 9) 南一郎 [1952] 「漢文教育をこう思う」(『国語』5, 香川県高校国語研究会, 1952.10) p.75
- 10) 南 [1952] pp.75-76.
- 11) 同様に漢字漢語の重要性を述べ、漢文教育を漢字漢語教育の場として捉えたものには、佐野学 [1952] 「漢文教育の復活と仏教」(『世界仏教』7-4, 実業之世界社, 1952.4), 浜田水原 [1953] 「漢文雑話」(『漢文教室』5, 大修館書店, 1953.3) がみられる。
- 12) 『中学校高等学校学習指導要領国語科編 (試案)』, 北陸教育書籍, 1951.10
- 13) 藤原 [1952] p.9
- 14) 中西清他 [1952] 「座談会 高等学校の漢文について」(『漢文教室』1, 1952.5) p.3
- 15) 同様の主張は、阿部吉雄 [1951] 「現下の国語教育批判」(『実践国語』12, 穂波出版社, 1951.7), 吉川幸次郎 [1952/1969] 「漢文教育の吟味」(『毎日新聞』1952年3月6・7日／『吉川幸次郎全集17』, 筑摩書房, 1969.3), 飯田伝一 [1952] 「漢文必修問題について」(『弘道』61, 1952.12) にみられる。
- 16) 中西清他 [1952] p.5
- 17) 阿部 [1951] p.74
- 18) 中西清他 [1952] p.3
- 19) 吉川 [1952/1969] pp.497-498.
- 20) 西尾実 [1952] 「問題になった漢文教育」(『図書』35, 岩波書店, 1952.8) p.6
- 21) 「読む文字」と「書く文字」との区別を求める論には、他に、長澤規矩也 [1950/1984] 『国語学習中の漢文学習指導』, 学友社, 1950.9 (『長澤規矩也著作集 第八巻 地誌研究・漢文教育』汲古書院, 1984.11), 阿部吉雄 [1951] などをみることができる。また、『中学校高等学校学習指導要領国語科編 (試案)』には、「漢文を作る練習としてのいわゆる復文

- 練習はさける」(p.220)とされているが、漢字漢語を書くことを目標としうるかどうかの記述はみられない。
- 22) 尾関 [1953] 「教育大学附属高校における当用漢字の読み方調査」(『漢文教室』4, 1953.1) p.3
- 23) 尾関 [1953] p.3
- 24) 鎌田正 [1953] 「『高等漢文』における制限漢字の調査」p.16
- 25) 鎌田正 [1953] p.16
- 26) 『新漢文二』, 秀英出版, 1949.6, pp.13-14. / 『高等漢文三』, 三省堂, 1954.2, p.54
- 27) 「ふり仮名は、当用漢字以外の初出文字と、当用漢字でも読みの異なる文字とに、ひら仮名でつけ、次のようにした。」(『標準漢文一』, 教育図書, 1952.12, p.5)
- 「当用漢字以外の漢字にはつとめてひらがなのルビをつけたが、漢文に常用されるものについては、数出の後にはこれを略した。」(『漢文教科書一』, 秀英出版, 1953.6, p.3)
- 28) 昭和23年から昭和36年までに発行された漢文教科書全36種のうち、完全に新字体を採用しているのはわずか3種(三省堂『高等漢文』S29, 三省堂『新しい漢文改訂版』S30, 白楊社『新修高等漢文』S32)である。このことは、新字体の採用が、かなり大きな決断を要することであったことを示していると言えるだろう。
- 29) 『高等漢文第一学年用 教授用参考資料』, 三省堂, 1954.3, p.24

